

これだけは知っておきたい！

中小企業のハラスメント対策！



講師：
杜若経営法律事務所
弁護士
岸田 鑑彦

中小企業において、ハラスメント対策は今や経営を左右する最重要課題です。「うちの会社は大丈夫」と思っている、一歩対応を誤れば、貴重な人材の離職や企業の信用失墜を招きかねません。本セミナーでは、中小企業に焦点をあて「これだけは絶対に押さえておくべき」具体的な予防策と、トラブル発生時の正しい初動対応を、全国で活躍している岸田先生が分かりやすく解説します！

2026 11/12 木

14:00-16:30

会場

山梨県立図書館
多目的ホール（2階）

参加費

無料

定員

先着150名

申込方法

下記に必要事項をご記入の上、
FAX、又は右記QRコードより
お申込みください

このような経営者だと社員は困ります

- ・手続きを飛ばして一方的にハラスメントを認定してしまう社長
- ・被害者の意向を確認しないでハラスメント調査をしてしまう社長
- ・価値観（セクハラは許せん、パワハラは寛容など）によってハラスメントに対する処分の程度がアンバランスな社長
- ・被害者（相談者）に対して配置転換、退職勧奨など、業務の必要性から加害者側を守ってしまう社長
- ・マタハラへの理解がやや乏しい社長

受講申込書

事業所名			
ご連絡先	〒	TEL	FAX
参加者名	①	役職	② 役職
紹介社会保険労務士名		社会保険労務士からこのセミナーの紹介を受けた場合のみご記入ください	

令和8年10月23日（金）までにFAXまたは右のQRコードよりお申し込みください。受付は原則先着順とさせていただきます。
ご記入いただいたお客様の個人情報等は、本セミナーの受講受付処理及び今後のセミナーのご案内以外には一切使用いたしません。

お申込みFAX番号

055-244-6065

▶ お申込みQRコード



お申込み・お問い合わせ先

山梨県社会保険労務士会

山梨県甲府市酒折1丁目1-11 日星ビル2階 TEL055-244-6064 FAX055-244-6065